

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

(貴市町村名をご記入ください)

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とします。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答：住民課】

国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦です。これまで、国では、構造的な課題の解消に向けて制度改革を行ってきています。現在は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための様々な見直しが進められております。住民の皆さまが、安心して医療を受けられる仕組みが維持されるよう、状況を注視してまいります。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【回答：住民課】

県運営方針のもと、市町村全体で準備が進められています。段階を踏んで課題解決に取り組むこととなり、引き続き慎重に検討が進められていくものと考えています。

② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答：住民課】

県運営方針のもと、統一に向けて準備が進められています。当町の国保財政の健全化及び安定的運営が図られていくものと考えますが、今後も国保財政の運営状況を見ながら、適切に対応してまいります。

③ 第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備す

るように県に要請してください。

【回答：住民課】

第3期国保運営方針のもとで、課題の解消に向けて県及び市町村が連携して取り組んでいく必要があると考えます。

④国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【回答：住民課】

財政的な問題もさることながら、国・県において特定の対象者に画一的な基準による保険税の減免は適切ではないことが示されており課題が多いと考えます。町独自の減免ではなく、国の公費拡大など、国保制度全体の問題と捉えることが適切だと考えます。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答：住民課】

保険税率の改正については、町国保運営協議会の意見を伺いながら、社会経済情勢も見極めつつ、慎重に対応してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答：住民課】

子どもの均等割りにについては、子育て世帯の負担軽減の観点から、多子世帯や低所得世帯による制限なく、広く子どものいる世帯に対して一律に軽減を行う制度として、令和4年4月から未就学児を対象に行われました。本制度をしっかりと運用してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答：住民課】

当町の国保財政は一般会計から多くの法定外繰入を行っている状況です。今後も国保財政の運営状況を見ながら、適切に対応してまいります。

④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答：住民課】

保険税率の改正については、町国保運営協議会の意見を伺いながら、社会経済情勢も見極めつつ、慎重に対応してまいります。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答：住民課】

保険税未納者との接触の機会を増やし、納税相談の機会を確保するため、短期証を発行する場合がございます。これは、通常の保険証と比較して有効期限が短いのみで、一般の保険証と同様に受診が可能であり、受診を抑制するものではありません。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答：住民課】

当町において窓口留置はございません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答：住民課】

現在は資格証明書の発行はございません。

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【回答：住民課】

国政での議論が必要であると考えています。

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6か月としてください。

【回答：住民課】

短期保険証の期限は6か月にしております。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答：住民課】

保険税減免制度については、事務処理の基準等が県内で統一されてくるものと思われまので、その動向を注視してまいります。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答：住民課】

一部負担金の減免等については、独自に定めておりますが、今後は、事務処理の基準等も県内で統一されてくるものと思われまので、その動向を注視してまいります。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答：住民課】

事務処理の基準等も県内で統一されてくるものと思われまので、その動向を注視してまいります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答：住民課】

事務処理の基準等も県内で統一されてくるものと思われまので、その動向を注視してまいります。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答：税務課】

税の徴収業務につきましては、納税相談等を通じ生活や収入状況などを伺い、納税者の方の生活状況等の把握に努め、個別・具体的な実情を把握したうえで、分割納付の相談や徴収猶予・執行停止などの徴収緩和措置の適用を行っております。また、生活困窮などの理由により納税が困難な方に対しては、福祉相談窓口や社会福祉協議会などをご案内するなど、支援に繋げる取り組みを行っております。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答：税務課】

給与等の差押えにつきましては、法令に従い全額の差押えはしておりません。国税徴収法の規定に従い差押禁止財産あるいは差押禁止額等の法令上の規定に基づき、適切に行っております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答：税務課】

差押につきましては、税負担の公平性の観点から法令に基づき行っております。しかし、納税が困難である申し出があった場合には、納税相談等を通じ、生活状況や家族構成、財産状況などの把握に努め、必要と判断した場合には分割納付や徴収猶予・執行停止などの徴収緩和措置の適用を行っております。督促等に応じず、納付や相談がなされない場合には、やむを得ず差押えなどの滞納整理を行っております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答：税務課】

税の徴収につきましては、国民健康保険税に限らず他の諸税と同様に、納税相談等を通じ生活状況や家族構成、財産状況などの把握に努め、必要と判断した場合には分割納付や徴収猶予・執行停止などの徴収緩和措置の適用を行っております。引き続き、生活実態に配慮し、適正に対応してまいります。

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答：住民課】

国・県の動向を注視してまいります。

② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答：住民課】

国・県の動向を注視してまいります。

(10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答：住民課】

引き続き住民参加の促進に配慮してまいります。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答：住民課】

よりよい協議会運営に努めてまいります。

(11) 保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【回答：住民課】

現在、特定健診の本人負担はございません。

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答：住民課】

同時に受けることが可能です。

- ③ 2023 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答：住民課】

全対象者へ受診券を郵送することによる勧奨及びその後の未受診者への再勧奨等。

- ④ 個人情報管理に留意してください。

【回答：住民課】

引き続き適切に管理してまいります。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

- ① 2022 年度(令和 4 年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答：財政デジタル推進課】

令和 4 年度末時点の財政調整基金残高は、17 億 5,833 万 1 千円です。

- ② 高すぎる国保税を引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答：財政デジタル推進課】

ご指摘のとおり、財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じた

ときの財源を積み立てるための基金です。基金の活用については、今後も年度間の財源調整や災害発生時等の財源不足を補うためなど、財政状況を勘案しながら総合的に判断していきたいと思えます。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答：住民課】

国・県の動向を注視してまいります。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答：住民課】

配慮措置が設けられておりますので、状況を注視してまいります。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答：住民課】

健康相談などにより、治療の継続等の支援が一部の高齢者に行われております。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答：健康増進課】

平成27年度から29年度までの3年間で行われた健康長寿プロジェクトの成果をもとに健康長寿事業を実施しています。また令和3年度より医療と介護の一体化事業を開始しました。今後も、健康マイレージ事業を根幹として、楽しく運動が継続できるように進めています。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答：健康増進課】

県内市町村の実施状況を調査し、近隣市と情報共有を行ってまいります。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答：福祉課】

そのような機会があれば検討します。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答：健康増進課】

当町には4つの病院があり、人口10万人当たり病床数は県内上位となっております。また町内4つの病院において、病院の再編・統合・縮小という情報は得ていません。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答：健康増進課】

三芳医会と情報共有をはかります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答：健康増進課】

新型コロナウイルス感染症対策は、庁内の協力体制を強化し実施してきました。5月8日に新型コロナウイルス感染症は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)」において5類感染症に位置付けられました。今後も様々な感染症対策に関して必要な対策等は、庁舎内の協力体制を強化し実施してまいります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答：健康増進課】

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことから、埼玉県内の感染症の動向に関しては、感染症発生動向調査による報告にて、県・保健所等から情報を得ています。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【回答：健康増進課】

コロナ禍において、令和2年度から令和4年度まで町独自事業として三芳町町内施設 PCR 検査事業を実施してきました。

(4) PCR 検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【回答：健康増進課】

コロナ禍において、三芳町町内施設 PCR 検査事業に加え、抗原検査キットを活用した事業として、町独自事業と埼玉県との連携事業を実施してきました。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用料2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答：健康増進課】

厚生労働省において、介護保険制度の改正に向けた議論がすすめられているなかで、町としても今後の動向を注視していきたいと考えております。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答：健康増進課】

本町の高齢化率は近隣市より高く、また65歳以上の人口のうち、75歳以上が占める割合も近隣市より高い状況です。このような状況から、今後要介護認定者の増加が見込まれる中で、適切な給付費等を見込み第9期の介護保険料について検討します。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答：健康増進課】

第8期介護保険事業計画において、低所得者への保険料基準額に対する割合は、第1段階の負担割合を0.3、第2段階を0.5、第3段階を0.7とし、保険料の軽減を実施しております。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答：健康増進課】

一人一人の介護サービス利用者には担当ケアマネジャーがおり、真に必要なサービスであり、本人の介護度が低く利用限度額を上回る場合には、介護度の区分を変更することで限度額の上限が変更になり、結果として限度額内で収まるよう対応を行っております。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答：健康増進課】

一人一人の介護サービス利用者には担当ケアマネジャーがおり、現在のところ特定入所者介護サービス費の負担が増えたことでサービス利用を抑制しているとの報告は受けておりません。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答：健康増進課】

現状では介護保険制度として対応されておりません。

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答：健康増進課】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う介護サービス事業所によるサービス継続支援については、一時的に人員や運営基準を満たすことができない場合にも報酬を軽減しないこと等柔軟な取り扱いをさせていただいております。令和2年度より、臨時的な取り扱いとして、通所系サービス事業

所及び短期入所系サービス事業所において、利用者から同意を得られた場合には上位の報酬を算定できるような取り扱いをしています。令和4年度も国において同様の取り扱いを継続しております。また、町独自の取り組みとして、令和2年度は、訪問系介護サービス事業所7か所に応援給付金を支給。介護サービス事業所感染拡大防止対策事業とし衛生用品購入費用の補助を、令和3年度は、介護施設約40か所を対象に、訪問時や施設内での感染症予防対策として、感染症拡大防止啓発用品を配布しました。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答：健康増進課】

町の取り組みとして、令和2年度は介護サービス事業所感染拡大防止対策事業とし、介護サービス事業所へ衛生用品購入費用の補助を行いました。また令和2年度から令和3年度に、国からマスク、アルコール、グローブの衛生用品の配給が定期的であり町から各事業所に提供しました。令和5年度は、東入間医師会と連携し、介護事業所等にマスクやグローブ等の衛生用品の配給を行いました。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答：健康増進課】

三芳町では三芳医会と連携し、高齢者及び基礎疾患を有する者、医療従事者等を対象とした6回目ワクチン接種において、5月中旬より開始し早急に接種できる体制を整えております。また、PCR検査については、令和2年度より実施している三芳町町内施設PCR検査事業により対応してきましたが、令和4年度で終了しました。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答：健康増進課】

第8期介護保険事業計画で位置づけていた、看護小規模多機能居宅介護施設1か所と認知症対応型グループホーム1か所を令和5年6月に増設いたしました。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答：健康増進課】

令和3年度より地域包括支援センターの職員を増員し、月曜日から土曜日まで相談が行えるよう体制を整備しました。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答：健康増進課】

介護人材のすそ野を広げ、介護未経験者が介護分野へ参入しやすいようにするため、介護に関する基本的な知識や技術を学ぶ研修と介護事業所とのマッチングを一体的に行う「介護に関する入門的研修」を実施しています。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が 2020 年 3 月 31 日に制定し、現在支援施策が実施されています。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答：こども支援課】

ヤングケアラーは自らSOSを発信することが難しいことから、周囲の大人がヤングケアラーであるかもしれない子どもに気づき、声かけをすることが第一歩と考えます。

そのような視点で「三芳町子どもの貧困対策推進計画」に「ヤングケアラーの支援」として位置づけ、母子保健、福祉、教育など様々な観点から関係者がフォロー、連携をし具体的なサポートができるような体制づくりを目指します。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答：健康増進課】

本町では、地域の住民が主役となり、誰もが役割を持ち元気で暮らせる、支え合いのまちづくりを進めてきました。今後も、地域の多様な課題に対応したきめ細かな施策を展開しつつ、住み慣れた町で、元気に暮らし続けるため、高齢者にやさしいまちづくりをすすめていきます。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答：健康増進課】

介護保険制度において、介護保険財政は制度を安定的に運営される仕組みとなっていると認識しています。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【回答：福祉課】

これまで通り、当事者のご意見を大切にしたいと考えます。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答：福祉課】

令和3年度から始まっている「三芳町障がい者福祉計画・第6期三芳町障がい福祉計画・第2期三芳町障がい児福祉計画」において、令和5年度末までに地域生活支援拠点を1か所整備することを目標に掲げています。

また、地域生活支援拠点の体制整備の一環として、令和2年2月に「みよしの里」に緊急時のシ

オートスティベッドを2床整備しました。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答：福祉課】

事業主体からの施設整備に関するご相談には、これまでも対応してきました。今後も同様です。独自補助の考えは今のところありません。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答：福祉課】

障害福祉サービスの見込み量と確保については「第6期三芳町障がい福祉計画」のとおりです。この確保は、町内だけで充足させることなく、個別のニーズに応じて町外での確保も行い対応してまいりました。今後も同様です。事業進捗には実施主体たる事業所のご協力が必要で、その点に関しては常に相談しながら行っています。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答：福祉課】

当町では、高齢者と障がい者の事務を所管しており、これまでも365日、24時間、緊急時に個別の状況に応じて相談対応をしてきました。今後も同様の対応、体制を維持してまいります。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【回答：福祉課】

職員不足への対応は、状況や必要に応じて各施設からの相談に対応しています。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答：福祉課】

医療制度の補填を福祉制度で行うには財政的負担が多く、事業の財源は県補助金を前提としているため、県要綱に定める以外の事業はできません。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答：福祉課】

県補助を財源とする事業のため県要綱に定める以外の対象は考えていません。

(3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答：福祉課】

二次障害は個別それぞれの状況や背景があり、十分に伝えるべくケースワーカーが対応しています。必要に応じて医療機関を含む関係機関への対応も連携しつつ行っています。今後もそのように対応します。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答：福祉課】

実施しています

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答：福祉課】

本事業は県補助要綱に基づき実施しており、規定される時間の拡大は考えておりません。

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答：福祉課】

県補助を財源とする事業のため県補助要綱のとおり実施します。

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答：福祉課】

初乗り運賃の増減により配布枚数を増減させたことは、これまでございません。あくまでも初乗り運賃の補助という考えとなりますので100円券の発行も必要ないと考えます。

②福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答：福祉課】

介助者単独での利用は想定していませんが、障害者ご本人が同乗する場合は、これまでも特に制限していません。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業と

して、復活することをめざすようにしてください。

【回答：福祉課】

機会があれば検討いたします。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答：福祉課】

当町では行政保有名簿の対象者を難病見舞金の対象者も含めており幅広く対応することとしています。また、ご家族の有無は名簿登載には関係ありません。避難経路や避難場所のバリアフリーは自治安心課、健康増進課、福祉課、三芳町福祉施設連絡協議会のメンバーで定期的を開催する会議で検討します。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答：福祉課】

重点対象者の登録制については、前述の自治安心課、健康増進課、福祉課、三芳町福祉施設連絡協議会のメンバーで定期的を開催する会議で検討します。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答：自治安心課】

在宅被災者に関しましても、該当地区の防災拠点であります指定避難所にて、飲食料や物資の受け取りを行う事を原則としております。しかし、要援護者等その受け取りが困難な状況になった方につきましては、それぞれの避難所の運営体制の中で、自治会等の支援者を通して宅配等を行う事となっております。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答：福祉課】

避難行動要支援者名簿の開示は、ご本人の意思にかかわらず行われるため厳密に取り扱うべきものと考えます。現在定められた支援機関以外の開示は考えておりません。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答：政策推進室】

当町では自然災害に対応する災害対策グループ、感染症等に対応する危機管理グループを設置し、全庁横断的に対応する組織体制となっております。新型コロナウイルス感染症の対応では、保健所をはじめ県と連携を図り、緊急支援事業等に取り組んでまいりました。今後も県との連携のもと、危機管理等に努めてまいります。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答：福祉課】

衛生用品については、国や県を通じ配布を行ってきました。今後も、国等から衛生用品が届くのであれば、速やかに施設等への配布を行っていきます。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答：福祉課】

ご存じのとおり、自宅での経過観察の判断は保健所が行います。町福祉担当課としては、要請があれば保健所の業務に最大限協力します。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答：福祉課】

ワクチン接種の担当課である健康増進課と連携を図っていきます。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答：福祉課】

障害者施設については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、物価高騰対策として昨年度同様に支援を行います。

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答：総務課】

現在、難病患者につきまして別途採用枠を設けるなどは行っておりませんが、病気の有無にかかわらず、募集は広く行っているところです。

また、難病の職員につきましては、人数等含め個人の特定につながる恐れがあるため詳細は差し控えますが、該当職員の体調等を考慮しながら勤務を継続している状況です。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答：こども支援課】

令和5年4月1日時点の町内在住児童の入所保留数は、31名です。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答：こども支援課】

| 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 35 | 97 | 116 | 99 | 109 | 102 |

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答：こども支援課】

第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、量の確保について対応してまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答：こども支援課】

施設における加配職員配置が進むよう、町単独補助として県補助の補助要件より要件を緩和した補助制度を令和元年度より創設し補助を行っています。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答：こども支援課】

認可外保育施設から認可施設に移行する場合には、国・県の補助金を活用し整備を進めることとなりますが、町単独による補助金の増額については、適正な事業者負担の必要性や町の財政状況等を勘案いたしますと困難であると考えています。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答：こども支援課】

少人数保育を行うためには、通常の保育室の他に保育を行う有効スペースを確保し保育士を配置する必要がありますが、現状では有効スペースを確保することが難しい状況であります。そのような中で、町では国基準より多く保育士を配置しておりますので、感染防止対策を徹底し、きめ細やかな保育を心掛けて、少しでも保護者の不安が軽減できるよう努めております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答：こども支援課】

国による処遇改善加算とは別に、町では町単独補助として保育士に対する職員給与調整事業を行っています(常勤職員1人当たり月額18,000円)。また、業務量や保育サービスの維持・向上、適正な配置など総合的に検討しつつ、保育士を計画的に雇用できるよう努めてまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【回答：こども支援課】

現在、県の補助金を活用させていただき、第3子以降の子どもの保育料を無償化しております。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答：こども支援課】

給食費を無償にするという計画は現在のところございません。

令和元年10月より3歳児以降の副食費について保護者に負担いただくことになりました。三芳町では、町内全ての保育園が月額4,500円としています。副食費導入の際、無償化前の保護者負担金の額は4,500円を上回っており、負担増とはなっていません。また、副食費は保育料と同様、国の基準に基づき免除措置も行っております。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答：こども支援課】

町が実施する研修事業への参加を町内各保育施設に呼びかける等、町の保育サービスの向上に努めています。また、令和4年度は認可外事業所内保育事業所5か所に監査を実施しております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答：こども支援課】

子ども・子育て支援新制度の枠組みの中で、児童の処遇低下や保育の格差が生じないように努めております。

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答：こども支援課】

現在学童保育室においては、公設公営で実施しており、待機児童はありません。「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」は「41人を超えている場合には、複数の集団活動ができる体制をとる。」と分離・分割を促していますので、安全・安心な場を提供するために、部屋の中に壁や仕切りをもうけ工夫しながら日々の出席状況をみて支援単位で保育を実施しています。大規模クラブの分離・分割については、関係部署と協議を進めていきます。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答：こども支援課】

町では学童保育室に勤務する会計年度任用職員について、県主催の研修会に参加し支援員資格を取得した場合、報酬の格付け見直しを実施することになりますが、公設公営による運営のため会計年度任用職員は町が直接雇用(任用)する形となっており、本職種のみ処遇改善を実施することは困難な状況です。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答：こども支援課】

この制度に関し県への要望の機会があれば、検討させていただきます。

【子ども・子育て支援について】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【回答：こども支援課】

町では0歳～中学3年生までの子どもの医療費助成について県内現物給付を昨年(2022年)10月より実施しております。

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【回答：こども支援課】

町の財政状況を考慮し、また近隣市町とも協議していきたいと思っておりますが、現状の対象の拡充については、難しいと思われます。

なお、ひとり親家庭等の児童につきましては昨年12月までは所得制限がありました但今年度1月より所得制限がなくなり、18歳に達する日の属する年度の3月末まで支給しています。

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充(年齢の引き上げの法制化)を要請してください。

【回答：こども支援課】

この制度に関し国や県への要請の機会があれば、検討させていただきます。

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答：こども支援課】

この制度に関し国や県への要請の機会があれば、検討させていただきます。

(5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になります。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【回答：こども支援課】

この制度に関し国や県への要望の機会があれば、検討させていただきます。

10. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答：住民課】

財政支援のために一般会計から繰入れるのは、解消すべき赤字と位置付けられております。子どもの均等割りについては、国の公費拡大など、国保制度全体の問題と捉えることが適切だと考えます。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答：学校給食センター】 【学校教育課】

地元農産物の活用については、さつまいもをはじめ年間18種類ほどの地場産野菜を積極的に使用する事で、旬のおいしさを知ることや、郷土への愛着などが深まるよう献立作りに努めている。なお、学校給食費を無償化することは、予算面から難しいと考えます。三芳町では、児童・生徒の就学に対する保護者の経済的負担を軽減するため、町独自の基準で就学援助制度を設け、給食費、学用品費等の支援を行っております。今後も、制度の維持・周知に努めてまいります。

す。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【回答：福祉課】

福祉課窓口前に設置した情報ラックに置き、どなたでも気軽に手に取ることができるようになっています。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答：福祉課】

これまでもお答えしておりますが、町は生活保護の実施機関ではありません。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【回答：福祉課】

前述と同様です。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答：福祉課】

前述と同様です。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答：福祉課】

前述と同様です。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答：福祉課】

ケースワークは実施主体たる福祉事務所が行います。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【回答：福祉課】

町は生活保護の実施機関ではありません。

また電気代の補助は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、電力・ガス食料品等価格高騰対策として生活保護世帯及び非課税世帯等に対し、昨年度同様に支援を行います。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答：福祉課】

これまでどおり、生活困窮者自立支援法、生活保護法の実施主体と連携を図り、ご相談の入り口になる機関として丁寧にお話を伺ってまいります。